

職業安定分科会(第 223 回)	資料4-2
令和8年3月 27 日	

# **雇用保険法施行規則第百十条の三第二項第一号イ（5）及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件案概要**



雇用保険法施行規則第一百条の三第二項第一号イ（５）及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課

1. 改正の趣旨

- 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「雇保則」という。）第 110 条の 3 に規定するトライアル雇用助成金のうち、一般トライアルコース助成金については、同条第 2 項第 1 号で事業主の支給要件を、同項第 2 号で支給額を定めている。同項第 1 号イにおいて支給要件の一つとして同号イ（１）から（５）までのいずれかに該当する安定した職業に就くことが困難な求職者を試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主であることを定めているが、同号イ（５）の「その他就職の援助を行うに当たつて特別の配慮を要する者として厚生労働大臣が定める者」（以下「対象者」という。）は、雇用保険法施行規則第一百条の三第二項第一号イ（５）及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 25 年厚生労働省告示第 390 号。以下「告示」という。）において定めている。
- 今般、「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（2025 年 6 月 3 日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）において、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく認定就労訓練事業等の利用者が、中間的就労から段階的に一般就労を目指せるよう、トライアル雇用助成金を拡充することについて検討を行うこととされたことを踏まえ、告示の一部を改正する。

2. 改正の概要

対象者に、生活困窮者のうち、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業又は認定生活困窮者就労訓練事業による就労の支援の対象となっている者を加える。

3. 根拠条項

- 雇保則第 110 条の 3 第 2 項第 1 号イ（５）

4. 適用期日等

- 告示日：令和 8 年度予算成立後速やかに
- 適用期日：告示日（予定）